

○ 財務省告示第 301 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 3 年 11 月 26 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 3 年 12 月 9 日

財務大臣 鈴木 俊一

- |   |                                           |                                                                                                                                                                                           |
|---|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 名称及び記号                                    | 利付国庫債券（40 年）（第 14 回）                                                                                                                                                                      |
| 2 | 発行の根拠法律<br>及びその条項                         | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条<br>第 1 項及び特別会計に関する法律（平<br>成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項                                                                                                            |
| 3 | 振替法の適用等                                   | 社債、株式等の振替に関する法律（平<br>成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」<br>という。）の規定の適用を受けるもの<br>とし、その振替機関は日本銀行とする。                                                                                                    |
| 4 | 発行方法                                      | 利回りを競争に付して行われる入札<br>（以下「利回り競争入札」という。）<br>による発行（以下「利回り競争入札発<br>行」という。）及び利回り競争入札の<br>募入の決定をした後に行われる入札で<br>あって、財務大臣が各国債市場特別参<br>加者ごとに応募限度額を定めるもの<br>による発行（以下「国債市場特別参加者・<br>第Ⅱ非価格競争入札発行」という。） |
| 5 | 募入決定の方法                                   |                                                                                                                                                                                           |
|   | (1) 利回り競争<br>入札発行                         | 各申込みのうち応募利回りの低いもの<br>からその応募額を順次割り当てる。                                                                                                                                                     |
|   | (2) 国債市場特<br>別参加者・<br>第Ⅱ非価格<br>競争入札発<br>行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度<br>額の範囲内において各申込みの応募額<br>を割り当てる。                                                                                                                                         |
| 6 | 発行額                                       |                                                                                                                                                                                           |
|   | (1) 利回り競争<br>入札発行                         | 財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発<br>行した利付国債について、額面金額で<br>599,400,000,000 円                                                                                                                           |

(2)	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で34,200,000,000円
7	払込金額	
(1)	利回り競争入札発行	594,305,100,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	33,909,300,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和3年11月26日
11	発行価格	額面金額100円につき99円15銭
12	利率	年0.7%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。
		$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{67}{365}$
14	初期利子	令和4年3月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

- |    |          |                                                   |
|----|----------|---------------------------------------------------|
| 15 | 第2期以後の利子 | 毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。 |
| 16 | 償還期限     | 令和43年3月20日                                        |
| 17 | 償還金額     | 額面金額100円につき100円                                   |
| 18 | 元利金支払場所  | 日本銀行                                              |
| 19 | 入札参加者    | 財務大臣から通知を受けた者                                     |
| 20 | 払込期日     | 令和3年11月26日                                        |